

A Study of Fujiwara Yorizane's Waka (I)

Keiko Yamasaki

The wakas of Fujiwara Yorizane (1155~1225), who was a politician as well as a poet, have not until today been fully investigated or systematically explored. This essay tries to clarify Yorizane' literary position as a poet, considering the time he lived through.

First his whole life is to be made clear through the investigation of his official career, family background and the anecdotes in the contemporary diaries and tales.

Next his thirty wakas, collected from numbers of materials, are studied throughly in the order that they were created.

This study succeeds the second essay under the same title, and leads, in the end, to the point that Yorizane could not, after all, exceed the 'dilettante', despite he confronted the flourishing era of waka, the time of Shinkokin.

藤原頼実の和歌とその考証（上）

山崎 桂子

はじめに

ここに取り上げるのは、平安末期から鎌倉初頭に生きた一貴族藤原頼実（一一五五～一二二五）の和歌である。頼実
は専ら卿二品兼子の夫として、或いは従一位太政大臣まで登った政治家として歴史上知られるのみで、彼を中心とした
論考や、彼の和歌について論ぜられたものは管見の内ながら未だ見ない。

頼実には家集は残されていないものの、『千載集』以下の勅撰集に二十一首の入集歌を持ち、また当代の歌会・歌合
への出詠、定家への贈歌、「和歌所の権長者」（後述）に任ぜられるなどの和歌活動が見られる。彼は高倉朝から新古今
時代にかけて確かに詠歌していた歌人なのである。但し、一流歌人とは言い難く、新古今歌人という範疇に入れること
にも問題があるかもしれないが、さまざまな歌人を包含してこそ歌壇も成立っていたのであろう。このような歌人の占
めていた位置ということに無関心ではいられない。

そこで、本稿では頼実の歌人としての一面を逸文歌の集成とその考証で明らかにしようとするものである。

一、略伝

まず、頼実の生涯の大略を辿っておきたい。頼実は、北家師実流で大炊御門を称した按察大納言経実の孫、左大臣経宗の男である。経実女懿子（経宗同母姉）が雅仁親王（後白河院）妃となり、後の二条天皇を産んだ為、清華家に列することを得た家柄である。父経宗は永暦元年（一一六〇）遠流の憂き目に遭うが、二年後には召還されて本位に復し還任し、右大臣を経て従一位左大臣になった。若き日の経宗は「無双の英雄」（『台記』康治二年一月二日）と評され、晩年も「左大臣一ノ上ニテ多年識者ニモチキラレテゾ候ケル。……人ガラ有テ……公事ヨクツトメテ識者ガラモアリヌベカリケレバ」（『愚管抄』）と記されている。十九年間左大臣の職にあり、「朝廷の長老」とも言うべき人物であった。文治五年（一一八九）七十一歳で没した。

頼実は父経宗が召還された時八歳であったが、以後順調に官途を歩み、建久九年（一一九八）には右近衛大将を兼ね、内大臣を超えて右大臣になる。彼の官僚としての人生は、ここまでは概ね順調であった。しかし、翌年四十五歳で太政大臣に任じられるが、これは兼宣旨もなく、右大臣からの「俄かの推任」であった。周知の如く、太政大臣は則闕の官であるから、体よく頼実は実権のない名譽職に押しやられたというのが実情で、これを謀ったのは内大臣通親であった。『愚管抄』が「太政大臣ニヲシナサレテ、左大臣ニカヘリナリテ一ノ上シテ、如父経宗ナラバヤト思ヒケリ。」と記すように、これより頼実は父経宗のように一の上、すなわち左大臣になって実権を握ることを切望するが、このことは遂に叶わなかった。

従って、彼の後半生は何やら左大臣を経なかったことへの必死の挽回の如き感はないが、彼はその挽回策に、院女房として後鳥羽院政下に絶大な権勢をふるった兼子と結ぶことを用いた。既に、頼実は太政大臣として東宮（守成）

傳を兼ねていたが、建仁三年（一一〇三）、折りしも夫宗頼を失ったばかりの兼子の夫となり、夫婦で後鳥羽院の後見的地位にいたのである。元久元年（一一〇四）上表し、前太政大臣となったが、女麗子を土御門帝に入内させることに成功する。麗子が子を成さなかったのは期待外れだったが、自身は依然東宮傳であり、承元元年（一一〇七）には東宮の生母重子が修明門院となるや、頼実は院別当となっている。承元四年（一一一〇）、その東宮守成が即位する（順徳天皇）。政界の重鎮として、土御門後の父として、東宮傳として、そして兼子の夫として、常に院の側近くにあり信任を得ていたと思われる。

【明月記】建保元年（一一二三）十二月一日の条によると、治天の君である院が、政を関白家実に委せて籠居すると言い出した時、重相公継と共に諫止したという。また、同記建保五年（一一二七）十一月八日条では、院が公経を大将にするのと約束していたところ、頼実が息師経を大将にするよう申し入れた為、公経の方の約束が反故になってしまった。そのことを公経が怒ったと聞いた院は、公経に籠居を命じたという。いずれも頼実の地位と力を窺わせるものである。そして、承久の乱の時も、「哀レ君ハ悪ク御計アル者哉」と倒幕宣言の無謀なることを頼実が嘆いたと、慈光寺本『承久記』は伝えている。

結局、建保四年（一一二六）出家し、法名を顕性と号した。嘉祿元年（一一二五）四月・五月の『明月記』によると、空阿弥陀仏に帰依していたようである。同年七月五日、父経宗と同じ七十一歳で没した。「瘧病歟」（『公卿補任』）という。政治家としての彼の生涯もなかなか興味深く、同じ清華の通親や摂家良経などとかかわらせながら辿る試みは魅力的だが、今ここでは触れない。

二、略伝・補

本章では、当時の説話・日記等に見える頼実像を抽出し、前章の伝を補ってみたい。

『古今著聞集』は、頼実に関する逸話を五つ収めているが、その一つは二十五歳の治承三年（一一七九）四月のことである。後徳大寺実定が厳島へ参詣した時、中将である頼実も伴われており、宝前で太平楽を舞ったのだが、それが「おもしろかりける事」であつたと言う（巻第一）。これ以前にも、安元元年（一一七五）二位尼の堂供養に法皇以下臨幸し、中将頼実が車に奉仕していたが、服装が素晴しかったと、建寿御前は「たまきはる」に記している。姿の良い青年貴公子を想像させておもしろい。

二つ目は、後白河院の熊野御幸に供奉した時の話である。藤代の宿で国司が松煙を御前に置いたところ、「この墨いか程の物ぞ。心みよ」と勅定があり、右大将頼実が墨をすった。そのすり方が除目の時の執筆の型であつたので、同じく御前にあつた左府兼雅が、「しきりに感嘆のけしきあ」つたと言う（巻第三）。頼実右大将は建久二年（一一九一）三月六日から正治元年（一一九九）一月二十日までで、この間の熊野御幸は、建久二年四月一日から十九日のことと確定される。頼実三十七歳。後白河院は三十四度目、生涯最後の熊野御幸であつた。

三つ目の逸話も、前話同様、頼実が除目の故実に通じていたことを伝えるものである。

建久の比、中山太政入道殿、大納言（の）右大将にて、縣召除目に三ヶ夜出仕せさせ給て、宮文の三の説を夜ごとにかへてとらせ給けるを、人々めでたがりの、しりあへりけるに、頭中将忠季朝臣、あまりにいみじがりて、絵にかきてもたれたりけるとかや。中将はゆ、しきゑかきになん侍ける。

（巻第三）

ここでは、頼実が大納言の右大将とあるから、建久二年三月六日以降建久九年十一月十四日以前のことである。一方、

絵に描いたという忠季が頭中将に補されたのは、建久六年（一一九五）七月十六日（『職事補任』）で、翌七年一月十七日（二十日？）には亡くなっている。忠季が頭中将として縣召の除目に立ち会ったのは、建久七年の一月のみとなるが、この年は縣召が二十八日に行なわれているから、忠季没後である。従って、この逸話が残されたのは、建久三年（一一九二）から六年までの四年間のうちで、忠季は四位の藏人か、五位の藏人の時のことであろう。忠季は師実の孫で、頼実と「ふた従兄弟」になる。

『古今著聞集』の言う「三の説を夜ごとにかへて」とるが、具体的にどのようなことをさすのかは不明であるが、除目の作法は実に細かく定められており、公卿は出席することになっていたから、三日とも頼実が出席した年を『玉葉』で見ても、この逸話が何れの時に係るものであるか確定はできない。ともあれ、この逸話、頼実の博識を伝えたものには違いないが、絵に描かれて様になった男であったことも見逃せない。猶、忠季が絵をよくしたことは、同じ『古今著聞集』に、能円女に絵を贈って恋を成就した話が見える。

この他、『玉葉』文治三年（一一八七）十一月十四日条には、頼実は経家と共に総角が出来る人物であることが記されており、『古今著聞集』の二話と共に有職故実に明るい頼実の姿を髣髴とさせる。

『古今著聞集』四つ目の逸話は、蹴鞠にかかわるものである。周知の如く後鳥羽院は蹴鞠無双で、「蹴鞠の長者と号し奉るべし」との表を奉られた⁽⁸⁾というが、息子の順徳天皇も負けず劣らず蹴鞠好きであった。順徳天皇在位中（一一二一〇～一一二二一）、後鳥羽院御所となっていた高陽院に行幸して逗留し、そこで鞠をしたという。メンバーは、順徳天皇・後鳥羽院・家実・頼実・忠信・宗長・雅経などであったが、『古今著聞集』に「此人数ありがたきためしなるべし」（巻第十一）とあり、頼実が蹴鞠にも長じていたことを窺わせる。もつとも、後鳥羽院の後見であり、順徳天皇の東宮時代の傳であったわけだから、貴族の嗜み以上に熱が入ったことは想像して余りある。

この逸話以前の承元二年（一一〇八）四月十三日、『承元御鞠記』によると、頼実の郁芳里第（大炊御門邸）に後鳥羽院の臨幸あり、蹴鞠の宴が行なわれた。院の意を迎える為、頼実は南庭に四宇の屋を新造し、その造作は華麗を極めたという。同日の『明月記』は「風流過差非口所宣、皆莫非金銀錦繡、鞠足之輩給物皆是金銀也」と嘆じつつ記されている。卿二品兼子と結んだ頼実の財力の程をも知らしめるものである。

以上の各話からは、頼実が有職故実に通じ、舞や蹴鞠にも長じた風流才子で、決して不粋な人物ではなかったらしいことが読み取れるのだが、ここで、今少し定家の頼実評を引いておきたい。『明月記』建永元年（一一〇六）六月九日条は、良経主催と思われる鹿狩りを記している。定家は参上後早々に退出したのだが、「相国折帽子早馳出、「今年五十二」、終日遊獵之興云々、鹿七被取之由聞之」という。相国頼実は早くも馬を馳せ出して、終日狩りをし、七頭も取ったのである。頼実は今年五十二歳になるのだという、病弱・神経質で聞えた定家の注記は、老いて尚盛んな相国に感服したものでもとよらない。日記はこの後、次のように続く。「故殿仰云、延喜聖代光大臣七十有餘之齡好狩獵、馳馬落入深泥、遂不掘得而薨逝去云々、今日不見物、生涯何為哉、堯舜與周孔今何在、入夜参上、亥時名謁退出」。故殿兼実の話といい、大仰な感慨といい、少なくとも定家とは相容れないタイプであった。

しかし、対後鳥羽院の観点から言えば、頼実は単なる後見以上にウマがあつたかもしれない。承元二年五月十五日俄かに大雨、法勝寺の九重塔に落雷し焼失してしまった。定家は慌てて車で駆けつけるが、後鳥羽院の御幸に遭い、恐れをなして馬に乗換えている。後鳥羽院は「雷電冥晦、大雨如灑」（『明月記』）中、騎馬であった。『明月記』の「鎮護国家之道場、海内無双之寶塔、為雷火滅亡、可悲可怖、上皇御騎馬、大相国又騎馬・・」という記述からは、国家の災難に際し、雨中に騎馬して立つ後鳥羽院と、従う五十四歳大相国頼実の姿が写し出される。

『古今著聞集』五つ目の逸話は、後徳大寺実定邸へ父経宗が招かれたというもので、時に右大将の実房と檢非違使別

当の頼実が扈從していたという。話の中心は父経宗の言動である。が、ここに名の見える実房に注目して、頼実の和歌的素養と環境について触れておきたい。

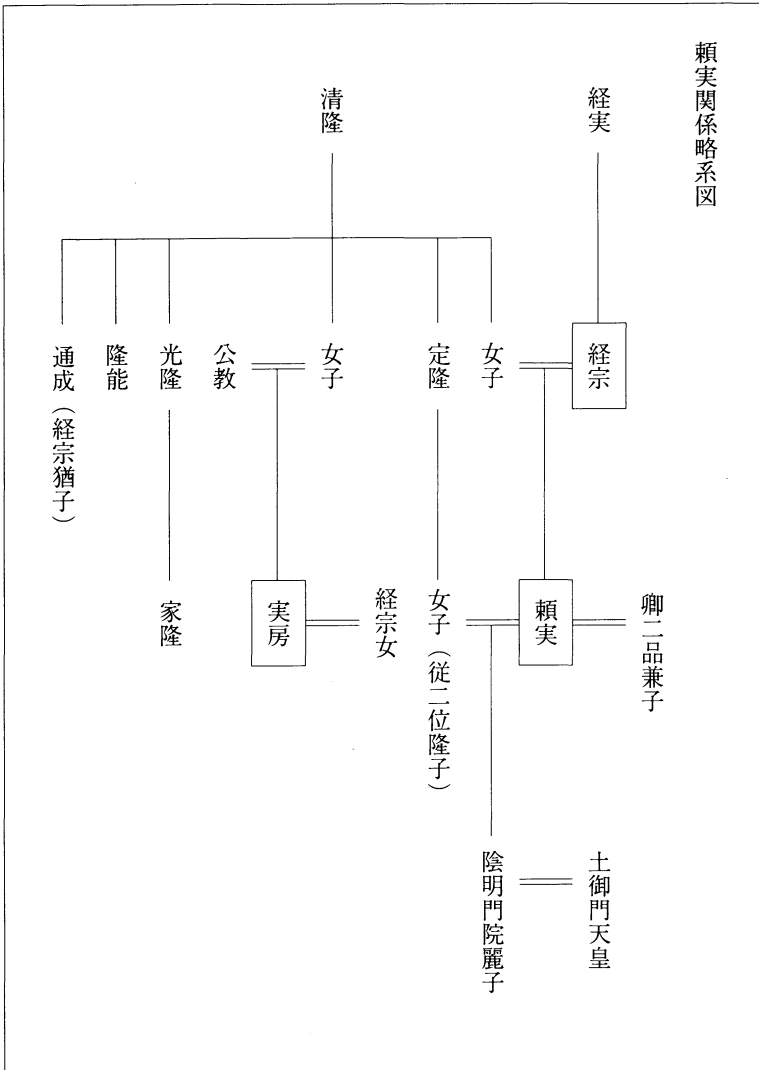
頼実の家は歌の家ではないが、父経宗は「千載集」と「新勅撰集」に各一首入集する歌人であつたらしい。「今鏡」が、経宗を「よき上達部」で「親の大納言殿頼実も、兄の中納言経定も、ものなど書き給ふこともおはせずと聞えしに、これは書にも携はり給へるとぞ聞え給ふ」（藤波の中）と評する文人であつた。母は北家良門流の中納言清隆女であり、頼実の妻の一人も定隆女である。母の兄弟には絵所預隆能や猫間中納言光隆がおり、光隆男は家隆であるから、頼実と家隆は従兄弟同士となるが、そもそも家隆自身が歌人としては起家の人であり、母方からの直接的な影響は考え難く、和歌への好尚は父経宗から受け継いだものであろう。

前出の実房は閑院流藤原公教男。頼実より八歳年長で、建久七年（一一九六）出家して静空と称した。三条入道左府と呼ばれ、奇しくも頼実と同じ嘉祿元年に七十九歳で薨ずるが、頼実とは義理の兄弟にあたる人物である。すなわち実房の母は清隆女で、経宗とは従兄弟。実房の妻は経宗女であるから、頼実とは義兄弟となる。つまり、実房の三条家と頼実の大炊御門家は、母方が共に清隆の流の出であり、この三家門は姻戚関係で深く結ばれていることになる。

「古今著聞集」に見える頼実の逸話二つ（巖島宝前で太平楽を舞った、実定邸へ行った）は、何れも実房・頼実兩人が、経宗の婿と嫡男として扈從した折の話である。恐らく兩人は若き日から経宗に従い、共に政界を歩んで来たに相違ない。年齢的にも八歳年長の実房は、頼実にとって良き先達であつたろう。

そのような実房を、和歌に於いても頼実に何等かの影響を及ぼした人物として想定することは不自然ではあるまい。周知の如く、実房は住吉社歌合・建春門院北面歌合・広田社歌合・別雷社歌合などに参加し、正治初度百首にも出詠している歌人である。「千載集」以下の勅撰集に三十首入集する。頼実の最も身近な所にいた歌人として実房に注目する

頼実関係略系図



所以である。四章で考証する広田社歌合は、頼実が最初に出詠した歌合と推定されるものだが、これに先立つ住吉社歌合等に既に出詠していた実房との交遊が、頼実の和歌環境の一つであった可能性は高い。

三、現存和歌

頼実の和歌で、今日集成出来るものは僅か三十首に過ぎない。そのうちわけは、次のようになっている。

広田社歌合	3首
俊成九十賀歌	1首
石清水若宮歌合	3首
新古今集竟宴和歌	1首
勅撰集	21首（2首は広田社歌合詠）
（千載 4 新古今 5 新勅撰 4 続後撰 1 続古今 2 続拾遺 1 玉葉 1 新千載 1 新拾遺 1 新続古今 1）	
私撰集	6首（3首は勅撰集重出）
（玄玉 1 万代 5）	
合計	30首

右の三十首の内、詠歌年次が判明するものが十六首、不明のものが十四首。但し年次不明歌の内、「千載集」「新古今集」「玄玉集」歌は各集の成立以前の詠としておまかな確定が可能である。これらを頼実の生涯に照らすと、四十五歳の任太政大臣まで・五十五歳の太政大臣上表まで・七十一歳の没年まで、の三期に分けることができようか。もとより便宜的区分である。以下、詠歌年次の判明する和歌を中心に、和歌自体は散逸しているものの詠歌の確認できる事蹟をも併せて、三期の時代順に考証する。その後、詠歌年次不明の和歌について触れ、歌人頼実の姿をいささかなりとも浮かび上がらせてみたいと思う。

四、和歌・任太政大臣まで

○承安二年（一一七二）十二月八日「広田社歌合」十八歳

杜頭雪 持

正四位下行右近衛中将藤原朝臣頼実

さゆるよのふるしらゆきにうづもれてあけのたまがきいろかへてけり

海上眺望 勝

右近中将頼実

はるばるとおまへのおきをみわたせばくもゐにまがふあまのつりぶね

述懐 勝

右中将頼実朝臣

けふまでとはかくてくらしつゆくすゑをめぐみひろたの神にまかせん

詠歌時期が確定できるもので、一番若い時の作品である。「広田社歌合」は、沙弥道因（藤原敦頼）が勧進し、広田社に奉納したもので、三題の和歌を五十八人が詠じ、計八十七番からなる。判者俊成の自筆本が残っており、評詞と共に頼実詠三首が見られるが、頼実は六条藤家季経と合わされて勝二持一の成績である。判者俊成の対六条家意識¹⁰と、北家師実流経宗の一男であることへの配慮があったとは言え、十八歳の頼実が得た成績としては瞠目すべきものである。彼が本歌合に参加することとなった経緯等不明であるが、既に和歌を嗜み、歌合に出詠できる力量が認められていたことは確かである。前述の実房も、この歌合に出詠している。

十二番「杜頭雪」題の頼実詠は、降ってくる雪で広田社の朱色の玉垣が白く色をかえてしまったという、極く平凡なものである。評詞は、「すがたことばいひなれてもじつづきなどをかしくもはべるかな」。対する右季経詠は、

さかきばにゆきのしらゆふとりしでてそらさへ神をまつるなりけり

で、榊葉に積っている雪を白木綿と見立て、それを手に取り垂らし、空さへも広田の神を祭っているのだと歌う。評詞は、「そらさへと侍るにや、これもこころすがた興ありては侍るを、とりしでてといへるわたりやそらのしわざならばほどとほきやうにやとぞおぼえ侍れど、ふかきなんにはあらぬうへに、そらさへ神をなどいへるすがたもなほをかしく侍れば」とあり、「持」とされている。評詞で触れている季経詠の「とりしでて」は、『万葉集』一七九四に見える表現で、季経の意識するところであつたろうし、いかにも季経らしい詠みぶりである。ここは左方に対する配慮で持となつたものであろう。

「海上眺望」題では、頼実詠は「もじつづきうるはしくくだりて、くもるにまがふあまのつりぶね、といへるすゑのくもいとよろしきうたとこそきこえ侍れ」と賛辞を得て勝っている。季経詠は、

おきへゆくわれをもともにながむらんかすみわたれるをちのうら人

というもので、評詞は、「こころありてをかしくはきこえ侍るを、おきへゆくわれをも、と侍るやふねなくてゆくとはいかがとおぼえ侍らん、うたごまはをかしくも侍れどうたあせのときはすがたをさきとしなんをのぞく事なれば」と難を指摘されている。ここは、余り創意はないが、頼実詠の方が「海上眺望」という題に叶つていよう。この頼実詠は、後に俊成自身によって「千載集」雜一〇四八に入れられている。

「述懐」題の頼実詠への評詞は、「かくてくらしつゆくすゑをといひて、めぐみひろたの神にまかせん、と侍るもじつづきいとをかしくも侍るかな」である。季経詠は、

いとひつつすてもやられぬうき身かなあやしやたれかをしむなるらん

評詞は、「いとひつつすてもやられぬうき身かな、といひおきて、あやしやたれか、とすゑられて侍るこころ又いとあ

はれにこそみえ侍れ」とされ、「このつがひまことにおもひみだれ侍りぬ、ただし左歌なほ神をかけたてまつられたるうへにうたのこころゆくすとほくみえ侍り、よりてなほ以左為勝」という次第であった。伯仲した末に勝となったこの歌は、『新統古今集』神祇二二二八に入集している。

以上の三首だけからでは断定できないが、ごく初期の頼実詠は、すらりと詠み下して、大らかな印象である。決して技巧的ではない。

○安元元年（一一七五）閏九月尽日詠 二十一歳

新古今集 秋下五五〇

潤九月尽の心を

なべてよのをしさにそへてをしむかな秋より後の秋のかぎりを

前太政大臣

『新古今集』秋下巻軸に収められている逸文歌である。当該歌については、既に久保田淳氏の考証があり、「頼実が生涯を通じて経験した閏九月は、保元元年（一一五六）・安元元年（一一七五）・建保元年（一一二三）の三度である。そのうち、保元元年は二歳の時のこと、建保元年は新古今成立後であるから、このような題を試みた可能性は安元元年、頼実二十一歳の秋である可能性が大きい。」と述べられている¹¹。このような内容の歌が暦と関係なく詠まれていたとは考えられず、久保田氏の考証通り安元元年二十一歳の折と確定される。

歌の上句「をしさにそへてをしむ」と下句「秋より後の秋」に、それぞれ同語反復が用いられている。この点についても、「これらの技巧の結果、一首全体が軽いものとなっていることは事実として認めねばならないのではないか。」と久保田氏が述べられているところに従いたい。

○文治四年（一一八八）以前『千載和歌集』

秋上 二九〇

百首歌よみ侍りける時、月歌とてよみ侍りける

右衛門督頼実

つねよりも身にぞしみける秋の野に月すむ夜はの萩のうはかぜ

離別 四九六

人に餞し侍りけるあかつきよめる

右衛門督頼実

わするなよをばすて山の月みても都をいづるあり明のそら

恋二 七二一

（題しらず）

右衛門督頼実

いかばかりおもふとしりてつらからんあはれ涙の色をみせばや

八) 以前に詠まれた歌である。
『千載集』に入集するこれらの歌は、詠歌年次の確定は出来ないが、少なくとも『千載集』奏覧の文治四年（一一八八）

二九〇の歌は、詞書に「百首歌」とあり、既に松野陽一氏が「元暦以前に成立した可能性が強いが断定し切れぬ百首」として拾っておられるが、それ以上は不明である。歌は、一見して俊成の「夕されば野への秋風に身にしみて」を思わせるが、主眼は「野の月」である。荒涼とした月影と風の音が配された秀歌となっている。⁽¹²⁾

四九六の歌には「をばすて山」とあり、餞をした人物は信濃国へ下ったことがわかる。交遊関係を今少し辿れば、詠歌の背景が判明するかもしれない。七二一は、四首しかない頼実の恋の歌の一つで、詠歌事情は不明ながら激しい思い

が詠まれている。

○建久二・三年（一一九一・二）以前「続拾遺和歌集」三十七・八歳以前

春上 四三

題しらず

むめの花心をそむるほどばかり匂ひは袖にとまりやはする

六条入道前太政大臣

この歌は、「玄玉和歌集」巻五草樹歌上（四六三）に、「題不知」「右大将頼実卿」で、第二句を「心にそむる」として入集している。「玄玉和歌集」は、撰者は未詳であるが、「建久二年に一度成り、三年に増補か。」（『和歌大辞典』松野陽一氏執筆）と言われており、これによって少なくともこの歌がそれ以前の作であることになる。頼実の任右大将は建久二年三月六日で、作者書は「玄玉集」成立時のものである。

○建久五年（一一九四）八月十一日 中宮任子和歌会 四十歳

「玉葉」によると、建久五年八月十一日中宮任子の御所に於いて、初めて和歌会が開かれた。任子は建久元年（一一九〇）後鳥羽天皇の元服に伴い、一月十一日入内、四月二十六日立后、以来四年目で九条家の期待を担っていた時期である。題者は式部大夫光範で、題は「月契秋久」、序は土御門中納言通親、読師は大宮中納言実宗、講師は権右中弁定経であった。関白・左大臣以下が出席し、まず御遊、その後、和歌会となった。

「秋篠月清集」に、「中宮初度御会に」として「月契秋久」「庭梅久芳」題の二首が入っている。歌人は兼実を入れて三十四人であるが、和歌会の作品自体は残っていない。従って、「玉葉」によって頼実の出詠を確認するも、歌は不明である。時に大納言で右大将であった。

[注]

※和歌の引用は、「新編国歌大観」により、表記は私意による。

- (1) 『国史大辞典』藤原経宗の項（菊池紳一氏執筆）。しかし、政治家の評価に毀誉褒貶はつきもので、「玉葉」によると、かなり強引な人物でもあり、「義経から頼朝追討の旨を強要された際に受諾の断を下したのは彼であり、後日、責任をとって辞意を表明するが、その時には「年来全無避職之心人也」と評されており、地位に固執する人物であったらしい」（新日本古典文学大系『保元物語・平治物語・承久記』 岩波書店、平成四年 「保元物語平治物語人物一覧」 日下力氏執筆）という。
- (2) 兼子を後鳥羽院の乳人とするものもあるが、確たる証拠はない。五味文彦氏「卿三位と尼二位——女人入眼——」（『お茶の水女子大学 女性文化資料館報』第六号、一九八五）に詳しい。
- (3) 兼子との間に子はなく、麗子は年来の妻室定隆女（従二位隆子）との間に生れた女である。
- (4) 兼子は、修明門院重子を猶子としており（『明月記』承元元年六月十七日条）、修明門院の殿上始の時に二位に叙されている。
- (5) 東宮傳の職は東宮の即位によって止められた。
- (6) 師経は経宗男で頼実の舍弟であるが、猶子となり実質の後継者となった。
- (7) 兼雅を「花山院左府」とするが、兼雅が左大臣になったのは建久九年十一月十四日で、法皇没後のこと。従ってこの時は左大臣ではなく、右大臣であった。
- (8) この話は『古今著聞集』『承元御鞠記』に見える。
- (9) 経宗の二首は次の通り。

千載集 六二三

二条院御時、おほうちにおはしましてはじめて、花有喜色といへる心を

よませ給うけるに、よみ侍りける

左大臣

千代ふべきはじめの春としりがほにけしきことなる花ざくらかな

新勅撰集 四五八

永治二年、崇徳院、摂政の法性寺家にわたらせ給て、松契千年といへる

心をよませ給けるに

大炊御門左大臣

うつしうゑてしめゆふやどのひめこ松いくちよふべきこずゑなるらむ

(10) 谷山茂著作集四「新古今時代の歌合と歌壇」(角川書店 昭和五八年)「歌合をめぐる六条藤家と御子左家」

(11) 久保田淳「新古今和歌集全評釈」第三卷(講談社 昭和五一年)二二五頁

(12) 松野陽一「鳥帚 千載集時代和歌の研究」(風間書房 平成七年)二五頁

(13) 新日本古典文学大系「千載和歌集」(岩波書店 平成五年)に、「都での軒端の荻すら身にしみる。話主は今、夜半の月

下の野に身を置く。視覚聴覚の感覚表現の複合効果もねらい所。」と注する通りであろう。